

さくら市社会福祉協議会役員等の報酬 及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会の役員及び評議員並びに各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に支給する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬を支給する役員及び報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会 長 年額 360,000円

(2) 副会長 年額 50,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が次の各号に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。

但し、会長及び副会長、関係行政機関の職員である役員並びに評議員については支給しない。

(1) 理事会、会計監査

(2) 評議員会

(3) その他各種委員会、部会

2 前項のほか、役員等として研修、その他の会合に出席したときは、前項に掲げる額の範囲で会長が別に定める額を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等に支給する報酬及び費用弁償に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。